

○山武市不法投棄防止対策事業補助金交付要綱

(平成18年3月27日告示第90号)

山武市不法投棄防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、山武市の環境保全を目的とし、住民自らが組織した団体が行う不法投棄監視活動等の環境保全活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助の対象者に補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、住民によって組織された団体で、不法投棄監視等の環境保全活動を継続的に行うことができるものでなければならない。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は環境保全活動とし、補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 本補助金は、同一の補助対象者からの申請に対する補助金の交付は、同一年度1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、不法投棄防止対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請を受け、その内容を審査し、適当と認め交付を決定したときは、補助対象者に対して、不法投棄防止対策事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(変更承認申請)

第6条 規則第8条の規定により、補助事業の内容を変更する場合は、不法投棄防止対策事業補助金計画変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請を承認したときは、不法投棄防止対策事業補助金変更承認通知書（別記第4号様式）を補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により、補助対象者は、補助事業完了後、速やかに不法投棄防止対策事業補助金実績報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し適当と認めた場合は、不法投棄防止対策事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）を補助対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 規則第16条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、不法投棄防止対策事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第10条 規則第17条の規定により概算払による補助金の交付を請求しようとするときは、不法投棄防止対策事業補助金概算払請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の山武町産業廃棄物不法投棄防止対策事業費補助金交付要綱（平成14年山武町告示第11号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年告示第10号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	限度額	補助率
監視活動に要する経費	50,000円	補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた
看板の設置に要する経費	100,000円	場合には、これを切り捨てるものとする。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

(宛先)山武市長

団 体 名
住 所
代 表 者 名
電 話 番 号



不法投棄防止対策事業補助金交付申請書

山武市不法投棄防止対策事業補助金の交付を受けたいので、山武市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業完了予定年月日
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 収支予算書（別紙2）
 - (3) 団体構成書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

別紙2

収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分	金額	説明
補助金		山武市不法投棄防止対策事業補助金 ・ 監視活動に要する経費 ・ 看板の設置に要する経費
自主財源		
計		

2 支出

(単位：円)

区分	金額	説明
監視活動に要する経費		
看板の設置に要する経費		
計		

第2号様式（第5条関係）

第 号

不法投棄防止対策事業補助金交付決定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった山武市不法投棄防止対策事業補助金については、山武市補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付決定します。

年 月 日

山武市長



補助金交付決定額		金	記
			円
[内訳]			
・監視活動に要する経費	金		円
・看板の設置に要する経費	金		円

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先)山武市長

団 体 名
住 所
代 表 者 名
電 話 番 号



不法投棄防止対策事業補助金計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山武市不法投棄防止対策事業を下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、山武市補助金等交付規則第8条の規定により申請します。

記

- 1 変更の事項及び内容
- 2 変更の理由
- 3 変更申請額（当初申請額）
- 4 補助金算出の基礎
- 5 事業完了予定年月日
- 6 添付資料

注 添付資料は、当初申請の添付資料に変更が生じたものを添付すること。

不法投棄防止対策事業補助金変更承認通知書

様

年 月 日付けで変更申請のあった山武市不法投棄防止対策事業補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

年 月 日

山武市長



記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 変更の事項及び内容

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先)山武市長

団 体 名
住 所
代 表 者 名
電 話 番 号



不法投棄防止対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった、山武市不法投棄防止対策事業を完了したので、山武市補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業実績報告書（別紙1）
- 2 添付書類
 - (1) 収支決算書（別紙2）
 - (2) 領収書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

別紙2

収支決算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	収入済額	差引増減	説明
補助金				山武市不法投棄防止対策事業補助金 ・監視活動に要する経費 ・看板の設置に要する経費
自主財源				
計				

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	支出済額	差引増減	説明
監視活動に要する経費				
看板の設置に要する経費				
計				

第6号様式（第8条関係）

第 号

不法投棄防止対策事業補助金交付確定通知書

様

年 月 日付け 第 号で交付決定した山武市不法投棄防止対策事業補助金については、山武市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり額を確定する。

年 月 日

山武市長



記

補助金確定額 金 円

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先)山武市長

団 体 名
住 所
代 表 者 名
電 話 番 号



不法投棄防止対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定のあった山武市不法投棄防止対策事業補助金を山武市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店・支所
口座種類・口座番号	普通 ・ 当座 ・ 第	号
フリガナ		
口座名義人		

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

(宛先)山武市長

団 体 名
住 所
代 表 者 名
電 話 番 号



不法投棄防止対策事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山武市不法投棄防止対策事業補助金を山武市補助金等交付規則第17条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店・支所
口座種類・口座番号	普通 ・ 当座 ・ 第	号
フリガナ		
口座名義人		